

青森県建設リサイクル推進行動計画

平成14年7月
(改正：令和3年3月)

青 森 県

目次

	頁
第1章 建設リサイクル推進行動計画の趣旨	1
第2章 建設リサイクル推進行動計画の目標	2
第3章 建設リサイクル推進行動計画の基本方針	3
第4章 建設リサイクル推進行動計画の具体的方策	
4-1 発注者としての責務の徹底	6
4-2 受注者への指導	8
4-3 リサイクル促進のための施策	9
4-4 行動計画のフォローアップ等	10

第1章 建設リサイクル推進行動計画の趣旨

本県は、大都市圏では得られない豊かな自然の恵みを有している。

これらを保全・利用し、次世代に引き継いでいくための一つとして、リサイクルと省資源・省エネルギーを基調とした資源循環型社会システムの形成が必要とされている。

こうしたなかで、建設産業は大量に資源を利用する一方で、建設業から排出される産業廃棄物は、最終処分量の約3分の2を占めており、このため総合的な県土マネジメントを通じて建設リサイクルを先導的かつ強力に推進することが極めて重要な課題となっている。

本県の建設副産物対策（建設廃棄物及び建設発生土）の現状は、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊などについては、リサイクル率が向上し一定の効果が得られているが、建設発生土などは依然として低迷している状況となっている。

このため、本県では、建設リサイクルを推進する率直的な行動計画として、「青森県建設リサイクル推進行動計画」を策定し、リサイクル目標を達成するための県発注工事における具体的な対応策等を取りまとめた。

リサイクル推進行動計画は、以下の3つを基本に策定している。

- ①発生・搬出抑制の徹底
- ②リサイクルの徹底
- ③適正処理の推進

本計画を推進するにあたっては、以下の事項に重点を置き取りまとめている。

- ①発注者としての責務の徹底
- ②受注者への指導
- ③リサイクル促進のための施策

本計画は、青森県の建設副産物の搬出等の実態をふまえたうえで、建設リサイクルに関する西暦2024（令和6）年度の数値努力目標を設定するとともに、取り組むべき施策を示している。

なお、全国の建設産業の建設リサイクル推進に向けた基本的考え方等をまとめた「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和2年9月：国土交通省）等をふまえて策定している。

第2章 建設リサイクル推進行動計画の目標

本計画は、本県におけるリサイクルと省資源・省エネルギーを基調とした資源循環型社会システムの形成のため、建設廃棄物の最終処分量を減量化し、他現場における建設発生土を流用する等により、購入土の減量化を目指すものである。

建設リサイクルに関する数値目標は、本県における平成30年度の実績値をふまえ、国土交通省で策定した「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」令和6年度のリサイクル率達成基準値を参考に設定している。

これまでの計画において、建設廃棄物の再資源化率は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難になってきていることから、これまでの「目標値」にかえて、「達成基準値」とする。

本県では、県発注工事における努力目標として位置付け、最大限の努力をするものである。

また、建設混合廃棄物については、適切に現場分別が進み、中間処理施設に持ち込まれる建設混合廃棄物の量が減っていくほど、混合廃棄物の中に占める中間処理施設での再資源化や縮減が難しい廃棄物の割合が増加し、最終処分場に持って行かざるを得ない建設混合廃棄物の割合が増加するため、再資源化・縮減率及び排出率の両方に達成基準を設定し、建設混合廃棄物のリサイクル状況を把握することは適切ではない。このため、本計画においては、建設混合廃棄物に係る達成基準値については、排出率のみとし、再資源化・縮減率については、参考値として注視する。

表2-1 令和6年度のリサイクル率達成基準値

対象品目		実績値 H30年度	達成基準値 R6年度
建設廃棄物	再資源化・縮減率	98.8%	99%以上
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100.0%	99%以上
コンクリート塊		99.9%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97.0%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95.5%	90%以上
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率 (参考値)	56.3%	—
	排出率	0.5%	3.0%以下
建設発生土	有効利用率	73.1%	80%以上

注：各品目の達成基準値の定義は、次のとおり。

<再資源化率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

- ・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

- ・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

- ・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

第3章 建設リサイクル推進行動計画の基本方針

本計画の基本方針を、次のように定める。

①発生・搬出抑制の徹底

可能な限り、工事計画・設計の段階から建設副産物を発生させない計画または工事現場内利用とすることにより、工事現場外への搬出量の抑制を図る

②リサイクルの徹底

搬出せざるを得ないものについては、リサイクルを図る

③適正処理の推進

リサイクルできない場合は、適正な処理を図る

主な対策

①発生・搬出抑制の徹底

建設副産物対策の基本は、副産物を発生させないことにある。

- ・工事の計画・設計段階から建設副産物を発生させないよう努める。
- ・工事現場外への搬出量を抑制する工法の採用等を徹底する。

②リサイクルの徹底

②-1 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は再生資材として利用する。

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は、搬出量の全量を再資源化施設へ搬出する。
- ・工事資材は、再生砕石、再生アスファルト合材、再生砂といった再生資材を利用することを基本とする。

②-2 建設汚泥、建設発生木材のリサイクルを徹底する。

- ・建設発生木材は、原則として再資源化施設へ搬出する。
- ・建設汚泥は、可能な範囲内で再資源化施設へ搬出する。
- ・工事では、これらの再資源化施設で処理される再生資材（処理汚泥、浄化用木炭等）の利用促進を図る。

②-3 建設発生土の利用促進のため、建設発生土の利用を原則とする。

- ・建設発生土のリサイクルを進めるため、土砂利用工事では購入土の使用を抑制し、他工事から搬出した建設発生土の利用を促進する。

②-4 建設混合廃棄物の発生を抑制する。

- ・建設混合廃棄物の発生を抑制するため、プラスチック、ガラス、金属等は、その分別回収を徹底し、再資源化施設へ搬出する。

③適正処理の推進

建設汚泥、建設混合廃棄物は、再資源化施設が県内の全域では整備されていないため、地域によってはその全量をリサイクルすることが困難となっている。また、建設発生土についても、建設発生土量が工事での土砂需要量を上回ることから、工事間リサイクルできない量が残る。これらリサイクルできない建設副産物については、適正処理を図る。

- ・リサイクルできない建設副産物については、処理費用を計上するとともに、仕様書等で処分場所、距離等を明示し、適正処理を図る。

第4章 建設リサイクル推進行動計画の具体的方策

建設リサイクル推進のためには、工事発注者としての取り組みに加え、工事受注者の役割も重要である。

このため、本計画は、以下の事項に重点を置いた具体的施策を策定し、建設リサイクルを推進するものである。

- ①発注者としての責務の徹底
- ②受注者への指導
- ③リサイクル促進のための施策

4-1 発注者としての責務の徹底

(1) 計画・設計段階における取り組みの実施

建設副産物の発生抑制や再利用の促進を図るため、次のリサイクル推進施策の徹底を図る。

- 計画・設計段階において工事ごとに資材利用量、再利用率、最終処分量等の概要をまとめた「リサイクル計画書」の作成を原則とし、これらの評価検討により、積算・施工に反映させる。
- 工事発注段階において、リサイクル率が達成基準値に達しない場合は、その原因等の把握に努める。

(2) 建設副産物再利用の情報交換

- 建設副産物の再利用等の情報交換を行うため、各地区（地域県民局単位）に設けた「青森県建設副産物対策会議」の地区幹事会議などの活動強化を図る。
- 東北地方建設副産物対策連絡協議会による好事例情報の紹介及び注意事項の周知等、把握に努める。
- 公共工事土量調査の実施により、建設発生土の情報を建設発生土の官民有効利用マッチングシステムに土量データを掲載し、情報の共有化を図る。

(3) 発生抑制・再利用の評価

リサイクル率把握のための実態調査により、発生抑制及び再利用の評価を行い、必要な措置を講ずる。

- 発注工事について、再生資源利用計画書・実施書（建設資材搬入工事用）、再生資源利用促進計画書・実施書（建設副産物搬出工事用）を作成する。

(4) リサイクル原則化ルール of 徹底

経済性に関わらず、工事現場から一定の距離以内に他の建設工事及び再資源化施設がある場合に、再生資源の利用及び再資源化施設の活用を原則とする措置（以下、「リサイクル原則化ルール」という。）等の徹底と対象拡大を図る。

●建設副産物の工事現場からの搬出

- ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

- ・建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から 50 km 範囲内に再資源化施設がない場合、又は以下の①及び②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができる。

- ① 工事現場から再資源化施設まで、その運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

- ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

- ・建設汚泥、建設混合廃棄物の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥、建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合は、工事現場から 40 km の範囲内に再資源化施設がある場合、再資源化施設へ搬出する。

- ・建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50 km の範囲内の他の工事現場（民間建設工事を含む）へ搬出する。なお、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

●再生資源の利用

工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、次の範囲内に再資源化施設及び建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合には、再生資材及び建設発生土を利用する。

- ・再生砕石等の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・40km の範囲内
- ・再生加熱アスファルト混合物の利用・・・・・・・・・・40km 及び運搬時間 1.5 時間以内
- ・建設発生土の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・50km の範囲内

●再資源化施設マップの作成・活用

●県認定リサイクル製品の優先使用

(5) 建設副産物の適正処理の徹底

●適正な処理費用の計上

●仕様書等で工事現場から受入（処理）場所への距離等の明示

●適正な変更処理の対応

- 建設発生土の不適切な取扱いによる土砂崩落などの公衆災害が生じないようにするため、内陸受入地の選定または搬入後の状況確認等に努める。

(6) 建設廃棄物の適正処理の確認

- 不法投棄を防止する観点から、マニフェスト（廃棄物処理法第12条の3）により建設廃棄物の適正処理の確認を徹底する。
- 適正な分別解体の実施を確保するため、現場巡回等の充実及び環境部局との連携強化を図る。

4-2 受注者への指導

(1) 施工計画時点での実施事項

- すべての工事で、建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化に配慮した施工計画となるように努め、資源有効利用促進法に基づく再生資源利用計画書（建設資材搬入工事用）、再生資源利用促進計画書（建設副産物搬出工事用）を作成する。

(2) 工事施工における建設副産物対策の体制整備

- 元請業者は、工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にする。（主任技術者又は現場代理人との兼務可）
- 副産物対策のための、元請業者－下請業者－処理業者の協力体制を整備する。
- 元請業者は、再利用方法、処理方法等を下請業者及び処理業者に周知徹底し、指導監督する。

(3) 工事段階における実施事項

- 現場分別マニュアルを策定するとともに、現場作業員への教育を強化する。
- 建設廃棄物の種別毎に対応した分別容器等を現場に設置し、分別解体を徹底する。
- 再利用の促進徹底
 - ・副産物の現場内利用、再生資源の積極的活用に努める。
 - ・建設廃棄物については、再資源化施設に持ち込むなど、再利用の促進に努める。
 - ・建設発生土については、情報収集・提供に努め、再利用の促進に努める。
- 再資源化施設に持ち込めない副産物は、現場での減量化に努める。（脱水、乾燥等）
- 適切な処理委託方法の徹底
 - ・建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分について、それぞれの許可業者と書面による委託契約を締結し、許可証の写しを添付した上で、契約期間終了後5年間保存する。
 - ・マニフェストによる適正処理の確認を行い、交付日から5年間保存する。
- 再生資源利用実施書（建設資材搬入工事用）、再生資源利用促進実施書（建設副産物搬出工事用）を作成し、1年間保存する。

(4) 受注者としての取り組みの実施

- 建設副産物対策に関する社内管理体制を整備する。
- 上記4-2（1）及び同（3）について、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を

- 活用し、関係者への情報共有に努める。
- リサイクルに関する技術開発に努める。

4-3 リサイクル促進のための施策

(1) 建設発生土ストックヤードの活用

- ストックヤードの確保
県が所有・管理する事業用地で、建設発生土の受入れ（一時受入れ含む）が可能かどうか検討する。
- ストック情報の共有
公共工事土量調査の実施により、建設発生土及びストックヤード（仮置き場）の情報共有化を図る。

(2) 再生材利用等によるモデル事業の実施

建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊等の再生資源を大規模に活用する工事やリサイクル新技術活用工事などを、モデル的に実施することについて検討する。

(3) 建設副産物情報交換システム（COBRIS）の利用促進

各種事業主体の工事情報や再資源化施設等の利用情報を一元管理できるオンライン情報交換システムの利用促進を図る。

(4) 伐木・抜根材発生情報提供システムの利用促進

建設工事等に伴い発生する伐木・抜根材の情報を公表し、建設発生木材の再資源化の促進を図る。

(5) リサイクル活動の啓発・普及

- 建設リサイクル推進の必要性を理解してもらうため、県、市町村、民間機関等への講習会や説明会等を開催する。
- 各種リサイクルパンフレットの作成等、広報活動を継続的に実施する。
- 解体工事業界への分別解体技術の普及・教育、指導を推進する。

4-4 行動計画のフォローアップ等

①フォローアップ

フォローアップにあたっては、実態調査を適宜実施し、本行動計画における実施状況を評価する。

②計画の見直し

本行動計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

なお、本行動計画のフォローアップを行うことにより、建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとする。